

渥美外海板びき網漁業

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林水産省令第5号）第72条第1項第5号に規定するその他の小型機船底びき網漁業に該当する渥美外海板びき網漁業につき、愛知県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶総トン数その他の制限措置

(1) 漁業種類

渥美外海板びき網漁業

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

6隻

(3) 船舶総トン数

15トン未満であって許可証に記載された総トン数

(4) 推進機関の馬力数

制限措置は定めず許可証に記載された推進機関の馬力数

(5) 操業区域

渥美外海のうち東経137度29分19秒の線と、次の点を順次結んだ直線と北緯34度15分46秒以南の東経137度3分13秒の線から成る線との両線間における海域。

ア 北緯34度34分50秒東経137度1分5秒の点

イ 北緯34度33分58秒東経137度の点

ウ 北緯34度33分52秒東経137度9秒の点

エ 北緯34度30分53秒東経137度2分16秒の点

オ 北緯34度30分42秒東経137度2分の点

カ 北緯34度28分52秒東経137度3分13秒の点

キ 北緯34度19分東経137度3分13秒の点

ク 北緯34度19分東経137度2分の点

ケ 北緯34度16分19秒東経137度2分の点

コ 北緯34度15分46秒東経137度3分13秒の点

(6) 漁業時期

1月1日から12月31日まで

(7) 漁業を営む者の資格

県内に住所を有し、当該漁業に使用する船舶（漁船法第2条第1項第1号に規定する船舶）を使用する権利を有する者又は有する見込みのある者。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年7月9日（火）午前8時45分から令和6年8月9日（金）午後5時30分まで

3 備考

- (1) この許可の有効期間は、許可の日から令和8年8月31日（月）までとする。
- (2) この公示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。
 - ア 最大高潮時海岸線から2,000メートル以内の海域で操業してはならない。
 - イ 使用する漁具は次の範囲内でなければならない。
 - (ア) 網目は15センチメートルにつき28節以下。ただし、もじ網にあっては50センチメートルにつき105経以下。
 - (イ) 網口開口板は全長と全幅の長さの合計が340センチメートル以内。
- (3) 愛知県漁業調整規則第11条第6項に規定するくじは、愛知県において行うものとする。

令和6年7月8日

愛知県知事 大村秀章